

職員等利用者認証業務の業務・システム見直し方針

2006年（平成18年）3月31日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定

電子政府構築計画(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)の趣旨を踏まえ、以下のとおり、職員等利用者認証業務の業務・システム見直し方針を定める。

各府省は、職員等利用者認証に係る業務・システムについて、本見直し方針に沿って必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

本方針が対象とする職員等利用者認証に係る業務・システムは、次のとおりとする。

- ・ 利用者認証情報の登録、更新等を行う業務及びこれに付随する業務
- ・ 上記業務の処理に必要なシステム及び利用者認証を行うシステム

第2 最適化の基本理念

職員等利用者認証に係る業務・システムの最適化の基本理念は、次のとおりである。

- ・ 利用者認証情報の適切かつ厳格な管理の徹底等により、業務上正当な権限のない者によるアクセスを防止することによって、業務アプリケーションの安全性・信頼性の向上を図り、守るべき情報資産を保護する。
- ・ 職員等利用者認証に係る業務プロセスを見直し、利用者認証情報の統合化、業務の一元化及び業務処理過程の電子化等により、業務の効率化を図る。
- ・ 職員等利用者認証に係るシステムの統合化・集中化による人的資源、物的資源の合理化を図ることにより、当該システムの運用に係る経費の削減を図る。

- ・ 業務アプリケーションへのアクセスの際の職員等利用者における利用者認証手続の負荷軽減により、職員等利用者の利便性の向上を図る。

第3 現状及び課題

1 業務・システムの現状

各府省においては、電子政府の進展により、情報システムの活用があらゆる事務・事業において浸透し、職員等利用者は、府省内LAN、個別専用ネットワーク等各府省のネットワーク上の端末を通じ、様々な業務アプリケーションを利用して業務処理を行っているところである。

このような状況のなかで、各府省のネットワークは、府省内ネットワークの最適化計画に基づき、その統合化が進められることから、今後、職員等利用者は、統合化された府省内ネットワーク上の端末を用い、一層多数かつ多様な業務アプリケーションを利用することになるものと見込まれる。また、特に、特定の業務に利用されている個別専用ネットワークが府省内LAN等の事務処理系ネットワークに統合化される場合は、個別専用ネットワークにおいて確保されていたセキュリティレベルを維持することが最低限必要であり、不正アクセス防止措置などの適切な実施が求められることとなる。

したがって、業務アプリケーションにアクセスするための利用者認証に使用されるID・パスワード等利用者認証情報の厳格な管理や業務アプリケーションへのアクセス履歴の適切な管理等情報セキュリティの向上が一層求められる状況となっている。

また、利用者認証は、業務アプリケーション共通の基本機能であるが、業務アプリケーションごとにそれぞれ利用者認証に必要な情報及び機能を保有していることから、利用者認証情報の登録、更新等に係る業務や当該業務の処理に必要なシステムの運用業務等は、多くの業務アプリケーションにおいて、個別に行われている状況にある。

2 業務・システムの課題

上記現状を踏まえ、次のような課題がみられる。

- (1) 利用者認証情報の登録、更新等を行う業務に必要となる人事情報を紙又はオフラインの電子媒体で入手し、当該業務を手作業で行っている場合があり、人事情報のやり取りに係る業務処理過程が非効率なものとなっている。

- (2) 利用者認証情報の登録、更新等に係る業務や当該業務に係るシステムの運用業務等は、各業務アプリケーションにおいて、おおむね同様な業務であるにもかかわらず、個々の業務アプリケーションごとに重複して実施されているものがある。
- (3) 利用者認証情報の登録、更新等の処理を行う機能や利用者認証を行う機能は、各業務アプリケーションにおいて、おおむね同様な機能であるが、個々の業務アプリケーションごとに保有しているため、全体として当該機能が重複している状況がみられる。
- (4) 個々の業務アプリケーションごとに利用者認証情報が保有され、利用者認証情報が分散して管理されており、業務アプリケーションそれぞれにおいて、職員等利用者の異動に伴う利用者認証情報の登録、更新等に係る業務を適時適切に行うことが必要となっていることから、当該業務を効率的に行うことが求められている。
- (5) 様々な業務アプリケーションを利用する職員等利用者においては、それぞれの業務アプリケーションのID・パスワード等を複数管理せざるを得なくなっていることから、これらの厳格な管理の徹底が困難な状況となっている場合があり、ID・パスワード等の漏洩のおそれがある。
- (6) 職員等利用者それぞれに設定される利用者認証情報が業務アプリケーションごとに管理され、また、当該利用者認証情報の体系も業務アプリケーションごとに異なっているため、個人単位でのアクセスの証跡管理が容易ではない。

第4 見直し方針

「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」（2005年（平成17年）2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、次のとおり、業務・システムの徹底した見直しを行う。

1 職員等利用者認証業務に係る業務・システムの効率化

- (1) 各府省は、業務アプリケーションごとに分散して保有している利用

者認証情報の重複管理を排除する観点から、利用者認証情報の体系及びその管理業務を標準化するとともに、当該情報を府省内で統合的に管理するための仕組み(以下「府省内職員等利用者認証基盤」という。)を整備することにより、当該仕組みを活用することが効率的な業務アプリケーションに対して、利用者認証情報を一元的に提供できるようにする。

なお、利用者認証情報の体系及びその管理業務の標準化については、職員等利用者を識別する番号の一意性の確保など政府全体として整合性を確保することについて検討する。

- (2) 利用者認証情報の登録、更新等に係る業務は、人事情報を取扱うものであることから、各府省においては、人事担当部局等の関係部局間で密に連携を図り、最適化を行う人事・給与関係業務情報システムと連携して利用者認証情報の管理を厳格かつ効率的に行うことができるようにする。
- (3) 各府省は、業務アプリケーションごとに保有している利用者認証機能の重複排除の観点から、各業務アプリケーションで共通的に利用できる利用者認証機能について、各業務アプリケーションの更新時期や費用対効果等を踏まえ、府省内で統合化を図るものとする。
- (4) 総務省は、複数府省の職員等利用者が利用する府省共通の業務アプリケーションにおける利用者認証を効率的に実現できる仕組みとして、府省内職員等利用者認証基盤と連携するための機能(以下「府省内職員等利用者認証基盤連携機能」という。)を整備するものとする。これにより、府省共通の業務アプリケーションは、原則として、府省内職員等利用者認証基盤連携機能との連携を図り、利用者認証を行う。
- (5) 府省内の業務アプリケーションに利用者認証情報又は利用者認証機能を一元的に提供する仕組みを既に保有している府省においては、既存のシステム資源等の活用を図ることについて検討した上で、活用することが可能な場合にあっては、府省内職員等利用者認証基盤として機能するよう必要な見直しを行う。また、府省内職員等利用者認証基盤については、府省内職員等利用者認証基盤連携機能と連携するための措置を講ずる。

2 職員等利用者認証業務に係る業務・システムの安全性・信頼性向上

- (1)各府省は、利用者認証情報の登録、更新等に係る業務に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))」(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく情報セキュリティポリシー等に沿って、当該情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、各府省は府省内職員等利用者認証基盤について、また、総務省は府省内職員等利用者認証基盤連携機能について、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。
- (2)各府省は、府省内職員等利用者認証基盤を活用することにより、利用者認証情報の更新漏れの排除など利用者認証情報の管理を徹底し、また、業務アプリケーションごとに職員等利用者に対して割り振られていた複数のID・パスワードを統合するなどにより、職員等利用者におけるID・パスワードの厳格な管理の徹底を可能なものとするとともに、個人単位でのアクセス証跡管理を効率的に実施できるようにする。
- (3)総務省は、関係府省の協力を得て、利用者認証を行う際の認証方式について、業務アプリケーションにおける認証方式に係るセキュリティ要件を踏まえ、ID・パスワードによる認証に加え、国家公務員ICカード、電子証明書等を用いた認証など複数の認証方式に対応することについて検討する。

3 職員等利用者における利便性向上

- (1)各府省は、府省内職員等利用者認証基盤を活用し、府省内の一つの業務アプリケーションに対する一度の利用者認証手続のみで他の業務アプリケーションも利用可能となる府省内シングルサインオンを必要に応じて実現し、職員等利用者の利便性の向上を図る。
- (2)総務省は、関係府省の協力を得て、府省共通の業務アプリケーションの業務要件を踏まえ、府省内職員等利用者認証基盤連携機能を用いたシングルサインオンの実現について検討する。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、総務省が中心となって、2006年度(平成18年度)末までのできる限り早期に職

員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画を策定する。

注1 . 「利用者認証」とは、職員等利用者が業務アプリケーションを利用する際に、利用者認証情報に基づき、利用者の本人性の確認とアクセス権限の確認等を行うことである。

注2 . 「利用者認証情報」とは、具体的には、ID・パスワード、所属、官職、氏名、職員番号等であり、利用者認証を行うために必要な情報となるものである。

注3 . 「シングルサインオン」とは、一つの業務アプリケーションにおけるID・パスワード等の入力手続を一度行うのみで、他の業務アプリケーションも当該手続を経ずに利用できるようにする仕組みである。